

◆サービス選択検討会議について◇

- 目的：真に現行相当サービスが必要な場合に会議を開催し、専門的かつ客観的助言を行い、ケアマネジメントの参考にすること、ケースの事例検討を積み重ね、サービス選択の平準化を図ることを目的とする。
- 対象者：ケアマネジメントにおいて、真に現行相当サービスの利用が必要と判断される者。
- メンバー：担当包括1人、その他法人2人、介護保険課2人（1人は専門職）、委託の場合は居宅ケアマネジャー
- 内容：担当包括（居宅ケアマネ）から説明、専門職から質疑・意見、まとめ
- 開催場所：市役所会議室
- 資料：付議依頼書、利用者基本情報、基本チェックリスト、課題整理総括表
資料は会議の3開庁日前までに市に提出し、市は会議出席者へ事前に資料を配付する。

●現行相当の利用が想定される例外事由●

【訪問】

- ① 身体・精神・知的障害や認知機能の低下により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者
- ② 退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な者
- ③ ゴミ屋敷となっている者や、社会と断絶している者などの専門的な支援を必要とする者
- ④ 心疾患や呼吸器疾患、癌などの疾患が起因となって、日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者

【通所】

- ① 身体・精神・知的障害や認知機能の低下により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者
- ② 専門職の指導を受けながら集中的に生活機能向上のトレーニングを行うことで、状態の改善・維持が見込まれる者